

## 「神戸市における里親委託推進のための検討会」について（概要）

## 1. 趣旨

社会的養護を必要とする子どもについて、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下で適切に養育されることを目的として、本市における里親制度の普及及び里親委託後の支援の充実等に向けた課題やこれを解決するための取組について検討し、里親委託のさらなる推進を図る。

※「神戸市社会的養育推進にかかる検討委員会」と並行して実施し、検討内容を社会的養育推進計画の内容にも反映する。

## 2. 委員

※五十音順・敬称略

所属・役職	氏名
神戸市児童養護施設連盟／児童養護施設グイン・ホーム施設長	津田 克己
神戸市里親会 会長	土岩 敏男
神戸市ファミリーホーム協議会 会長	野口 婦美子
関西大学 人間健康学部 教授	福田 公教
神戸市乳児院連盟 副会長／神戸少年の町乳児院 施設長	宮本 由紀
公益社団法人家庭養護促進協会 主任ケースワーカー	米沢 普子
特定非営利活動法人キアセット 代表	渡邊 守
(アドバイザー) 西日本こども研修センターあかし センター長	藤林 武史

## 3. 開催スケジュール ※全4回程度を想定

第1回 令和6年6月21日（金）

第2回 令和6年7月23日（火）

第3回 令和6年9月上旬

第4回 未定

(参考) 神戸市社会的養育推進にかかる検討委員会 開催予定

第1回 令和6年5月24日（金）

第2回 令和6年7月4日（木）

第3回 令和6年8月1日（木）

第4回 令和6年9月27日（金）

## 4. 検討事項（予定）

(1) 神戸市社会的養育推進計画（里親委託関連）にかかる検討事項

①里親・ファミリーホームへの委託子ども数の見込み数

②里親支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

(2) その他神戸市の里親委託推進にかかる課題と取組

## 5. 検討にあたっての基本事項

「こどもの最善の利益の実現」の実現を目的として、各関係機関が連携して、次の取組を進めていくことを基本とする。

- (1) 児童福祉法第3条の2に定める家庭養育優先の原則により、まずは、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるように保護者の支援を行うことを第一義として、家庭での養育が困難な児童の里親等への委託を推進する。
- (2) 里親等へ委託または施設へ入所した児童についても、その家庭の状況に応じて、家庭復帰その他の親子関係再構築のための支援を行っていく。

### 児童福祉法第3条の2

国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

### 児童福祉法第48条の3

乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長並びに小規模住居型児童養育事業を行う者及び里親は、当該施設に入所し、又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託された児童及びその保護者に対して、市町村、児童相談所、児童家庭支援センター、里親支援センター、教育機関、医療機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、親子の再統合のための支援その他の当該児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で養育されるために必要な措置を採らなければならない。

## 家庭と同様の環境における養育の推進【公布日施行（平成28年6月3日）・児童福祉法】

- 課題**
- 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要。
  - しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約9割が施設に入所しているのが現状。
  - このため、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の方針を法律において明確化することが必要。

### 改正法による対応

- 国・地方公共団体（都道府県・市町村）の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。

- ① まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
- ② 家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
- ③ ②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。

※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。

